

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 3 年(2021 年)4 月 20 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 4 月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)
4. 4 月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例 INDEX) * 「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】民法上の配偶者は、その婚姻関係が事実上の離婚状態にある場合には、中小企業退職金共済法 14 条 1 項 1 号にいう配偶者に当たらない(令和 3 年 3 月 25 日最高裁)

【2】父母以外の第三者は、事実上子を監護してきた者であっても、子の監護をすべき者を定める審判を申し立てることはできない(令和 3 年 3 月 29 日最高裁)

【3】父母以外の第三者は、事実上子を監護してきた者であっても、その子との面会交流について定める審判を申し立てることはできない(令和 3 年 3 月 29 日最高裁)

【4】夫から妻に支払う婚姻費用の算定において、夫の判断で年金受給開始を 70 歳とし受給開始まで無収入であるものとして婚姻費用の算定をするのは不相当として、65 歳で年金受給を開始していれば得られた年金額を給与収入に換算した額を前提に婚姻費用を算定した事例(令和 1 年 12 月 19 日東京高裁)

【5】自動車保険の人身傷害補償保険契約の死亡保険金部分は被保険者死亡の場合は被保険者に帰属するとし、被保険者の妻が相続放棄の前に事故車両を売却したと認められるので法定単純承認が成立するとして妻に法定相続分に応じた保険金支払を損害保険会社に命じた(令和 2 年 5 月 28 日福岡高裁)

【6】地方公共団体 Y の高校教員 A がうつを発症し自殺したのは先輩教員 B のパワハラと校長らの安全な労働環境を整備する義務に違反があったからとして A の両親が Y に損害賠償を求めたところ、Y の安全配慮義務違反を認め A の 6 割の素因減額をして賠償支払を命じた(令和 2 年 7 月 1 日仙台地裁)

【7】X らは株式会社 Y1 から架空の自動車購入名目で金融機関から融資を受けた金銭を組織的に詐取されたとして Y1 及び Y1 の代表取締役 Y2 に損害賠償等を求めた事案で、組織的な融資金詐欺であり Y らは共同不法行為責任を負うと判断して X らの請求を認容(令和 2 年 7 月 21 日東京地裁)

(商事法)

【8】銀行持株会社 A 社の株主 X らが、A 社の子会社銀行 B、クレジット会社 C が反社会的勢力と取引があったことで、A 社が業務停止処分や信用棄損等で損害を被ったとして A 社の取締役 Y らに損害賠償等の支払を求めたところ、同請求が棄却された事例(令和 2 年 2 月 27 日東京地裁)

(知的財産)

【9】原告の指定商品を「被服」等とし「空調服」なる商標の商標登録出願を不成立とした特許庁の審決につき、本件商品のテレビ広告の視聴率等から特別顕著性の立証を求める必要はなく、また公的機関からの表彰・認定などはその根拠となるとして同審決を取消した事例(令和 3 年 2 月 25 日知財高裁)

【10】原告は「Ujicha」を標準文字とする商標につき「…宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶」等を指定商品として団体商標登録出願したが拒絶査定を受け、不服審判においても不成立と審決がなされたことから、その取消を求めたが請求は棄却された事例(令和 3 年 3 月 30 日知財高裁)

【11】発明の名称を「架橋アクリル系樹脂粒子及びその製造方法、樹脂組成物並びに包装物品」とする発明に係る特許異議の申立てを一部認容した決定に対する取消訴訟であって、進歩性欠如の判断に誤りがあるとして審決を取消した事例(令和 3 年 3 月 30 日知財高裁)

【12】原告が、原告の製造販売する製品は被告の有する特許権に係る特許発明の技術的範囲に属しないとして、被告には原告製品の生産等の差止請求権(特許法 100 条 1 項)を有しないことの確認を求めたところ、原告の請求が棄却された事例(令和 3 年 3 月 25 日大阪地裁)

(民事手続)

【13】1 電気通信事業に従事する者及びその職を退いた者は、民訴法 197 条 1 項 2 号の類推適用により、職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて証言を拒むことができる

2 電気通信事業者は、その管理する電気通信設備を用いて送信された通信の送信者の特定に資する氏名、住所等の情報で黙秘の義務が免除されていないものが記載され、又は記録された文書又は準文書について検証の目的として提示する義務を負わない(令和 3 年 3 月 18 日最高裁)

【14】相続人 Y が A の遺産につき相続分を有することを前提とする前訴判決が他の相続人 X との間で確定するな

どしていた場合、X が自己に遺産全部を相続させる旨の A の遺言の有効確認を Y に対して求める訴えを提起することが信義則に反するとはいえないと判示(令和 3 年 4 月 16 日最高裁)

【15】積荷事故で荷主、傭船者の Y らが荷送人 X、積荷製造の A に別個に損害賠償請求訴訟を提起し、それぞれ一部認容する判決が確定し A が全額弁済。X はこれにより X の Y らへの債務も消滅したとして請求異議訴訟を提起。損害のうち弁護士費用は別個の損害であるとして同債務に関する範囲で請求異議を棄却(令和 1 年 8 月 8 日東京地裁)
(刑事法)

【16】特別養護老人ホームの入所者が提供されたドーナツを摂取して窒息し死亡。ドーナツを配膳・提供した准看護師(被告人)の業務上過失致死罪が問われた事案。被告人の過失を認めた原判決に対し、本判決は予見可能性は相当低く、注意義務はなかったとして被告人を無罪とした(令和 2 年 7 月 28 日東京高裁)

(公法)

【17】X は 7 月に帽子を目深に被り、長袖でリュックを背負って歩行中警察官から所持品を見せるよう求められたが拒否し、やり取りが 1 時間 20 分程続いた。X は違法な職務質問等を理由に慰謝料等 165 万円の支払を求めたが、警察官の各行為は、警職法上の職務質問及び所持品検査の要件を満たすか、警察法 2 条 1 項に基づき適法であるとして X の請求を棄却(平成 31 年 3 月 13 日東京地裁)

【18】夫の暴力から逃れ約 13 年間別居し、住民票上の住所を移していた妻が、遺族厚生年金の裁定請求をしたところ厚生年金保険法 59 条 1 項所定の生計維持要件に該当しないとの理由で不支給とされたため、その取消及び遺族厚生年金の支給を求め、同請求が認容された事例(令和 1 年 12 月 19 日東京地裁)

(社会法)

【19】Y 大学の非常勤講師 X が Y に対し専任教員との①本俸の額②賞与・年度末手当③家族手当・住宅手当の支給に関する労働条件の相違が労働契約法 20 条(平成 30 年改正前)にいう不合理な差別に当たるとし差額相当額の損害賠償を求めたところ、同請求が棄却された事例(令和 1 年 5 月 30 日東京地裁)

【20】タクシー乗務員 X (生物学的性別は男性、性自認は女性) は性同一性障害の診断を受けており化粧をして乗務を行っていたところ、雇用主 Y が就労を拒否した。X は不当な就労拒否として賃金仮払の仮処分を求め、本判決は雇用主に就労を拒否する必要性も合理性もないとして月額 18 万円の仮払を認めた(令和 2 年 7 月 20 日大阪地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最一判令和3年3月25日 裁判所 HP

令和2年(受)第753号 退職金等請求事件 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/180/090180_hanrei.pdf

(裁判要旨)

民法上の配偶者は、その婚姻関係が事実上の離婚状態にある場合には、中小企業退職金共済法14条1項1号にいう配偶者に当たらない。

(理由)

中小企業退職金共済法における死亡退職金の支給を受ける遺族の範囲及び順位の設定は、被共済者の収入に依拠していた遺族の生活保障を主な目的として、民法上の相続とは別の立場で受給権者を定めたものと解される。このような目的に照らせば、上記退職金は、共済契約に基づいて支給されるものであるが、その受給権者である遺族の範囲は、社会保障的性格を有する公的給付の場合と同様に、家族関係の実態に即し、現実的な観点から理解すべきであって、遺族である配偶者については、死亡した者との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者をいうものと解するのが相当である(最高裁昭和54年(行ツ)第109号同58年4月14日第一小法廷判決・民集37巻3号270頁参照)。

(2) 最一決令和3年3月29日 裁判所 HP

令和2年(許)第14号 子の監護に関する処分(監護者指定)審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/215/090215_hanrei.pdf

(裁判要旨)

父母以外の第三者は、事実上子を監護してきた者であっても、子の監護をすべき者を定める審判を申し立てることはできない

(理由)

民法766条1項前段及び同条2項の規定からすれば、同条2項は、同条1項の協議の主体である父母の申立てにより、家庭裁判所が子の監護に関する事項を定めることを予定しているものと解される。他方、民法その他の法令において、事実上子を監護してきた第三者が、家庭裁判所に上記事項を定めるよう申し立てることができる旨を定めた規定はなく、上記の申立てについて、監護の事実をもって上記第三者を父母と同視することもできない。なお、子の利益は、子の監護に関する事項を定めるに当たって最も優先して考慮しなければならないものであるが(民法766条1項後段参照)、このことは、上記第三者に上記の申立てを許容する根拠となるものではない。

(3) 最一決令和3年3月29日 裁判所 HP

令和2年(許)第4号 子の監護に関する処分(面会交流)申立て却下審判に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件 (破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/216/090216_hanrei.pdf

(裁判要旨)

父母以外の第三者は、事実上子を監護してきた者であっても、上記第三者と子との面会交流について定める審判を申し立てることはできない

(理由)

民法766条1項前段及び同条2項の規定からすれば、同条2項は、同条1項の協議の主体である父母の申立てにより、家庭裁判所が子の監護に関する事項を定めることを予定しているものと解される。他方、民法その他の法令において、事実上子を監護してきた第三者が、家庭裁判所に上記事項を定めるよう申し立てることができる旨を定めた規定はなく、上記の申立てについて、監護の事実をもって上記第三者を父母と同視することもできない。なお、子の利益は、子の監護に関する事項を定めるに当たって最も優先して考慮しなければならないものであるが(民法766条1項後段参照)、このことは、上記第三者に上記の申立てを許容する根拠となるものではない。

(4) 東京高決令和元年12月19日 判例時報2471号68頁

令和元年(ラ)第1989号 婚姻費用減額審判に対する抗告事件(一部変更(確定))

夫 X が妻 Y に対し、前件調停で合意された婚姻費用の分担額月額 20 万円について、勤務先を再雇用になるなどして減収した等として、減額を求める調停を申し立てたが不調となり、審判に移行した事案。

原審は、①再雇用後について分担額を月額 15 万 2 千円、②再雇用先を退職後は配当収入(給与収入に換算)のみとして、月額 3 万 2 千円と算定したが、本決定は、②について、同居する夫婦の間では、年金収入は夫婦の共同生活の糧とすることが通常であることからすれば、X が独自の判断で 70 歳まで年金を受給しないこととしたからといって、その収入が無いものとして、婚姻費用の算定をするのは相当といえないとして、65 歳で年金受給を開始していれば得られた年金額を給与収入に換算した額を前提に、月額 9 万 2 千円と算定した。

(5) 福岡高判令和 2 年 5 月 28 日 金法 2158 号 67 頁

令和元年(ネ)第 347 号 保険金請求控訴事件(原判決一部変更)

本件は、平成 28 年 1 月 2 日に自動車運転中の自損事故により死亡した亡 A の妻である X1 と子である X2 が、亡 A と損害保険会社 Y との間で平成 26 年 12 月 12 日に締結された新総合自動車保険契約の人身傷害補償条項に基づき、亡 A の死亡に係る保険金請求権を保険金受取人として取得し、または亡 A から相続したと主張して、Y に対し、それぞれの法定相続分に応じた保険金の支払を求めたのに対し、Y は、亡 A に故意重過失があったとして免責を主張するとともに、X らは亡 A の相続を放棄したから亡 A の取得した保険金請求権を相続していないと主張して争った事案。

原審は、Y の故意重過失免責の主張を排斥したうへ、本件人傷条項に基づく死亡保険金請求権が被保険者に帰属するものであって、その法定相続人に直接帰属するものではなく、X らは、亡 A の相続を放棄したため、亡 A が取得した保険金請求権を相続したともいえないとして、請求を棄却したところ、原判決を不服として X らが控訴を提起し、従前の主張に加え、X らが相続放棄をする前に亡 A の遺産である事故車両を第三者に売却したことが法定単純承認事由に当たり、相続放棄の効果は生じないと主張した。

本判決は、保険法施行後に締結された人身傷害補償保険契約の死亡保険金部分は、その約款に、(1)保険金請求権者を人身傷害事故によって損害を被った被保険者とする、(2)被保険者が被保険車両の運行に起因する急激かつ外来の事故により身体に傷害を被ることによって被保険者が被る損害に対して、保険金を支払うこと、(3)保険者が支払うべき保険金の額は、約款所定の基準により算定される「損害額」および損害の一部とみなされる費用の合計額を限度額とし、上記「損害額」から保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額およびその損害を補償するために支払われる給付で保険金請求権者にすでに支払われたものを差し引いた額とすること、(4)保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、保険者は、保険金請求権者に代位することなどの定めがあるという事実関係のもとにおいては、傷害疾病損害保険契約(保険法 2 条 7 号)に該当し、死亡保険金請求権は、上記(1)の定めに「被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします」との注記があっても、被保険者に帰属するとした原審の判断を是認したうへ、X らのうち相続放棄の前に事故車両を売却したと認められる亡 A の妻 X1 には法定単純承認が成立するとして、X1 の請求のみを認容した。

(6) 仙台地判令和 2 年 7 月 1 日 判例タイムズ 1481 号 221 頁

平成 30 年(ワ)第 489 号 損害賠償請求事件(一部認容、控訴)

地方公共団体 Y の公立高等学校の教員 A は、平成 25 年 4 月 1 日付にて教員に任命され、同 27 年 4 月 1 日から 1 年生クラスの副担任を命ぜられていたが、担任である先輩教員 B から度重なる注意を受け、同年 6 月 27 日にうつ状態と診断され、同年 7 月 28 日に自殺した。A の両親 X1 及び X2 は、自殺は業務の過重化及び B のパワハラによるものであり、校長及び教頭は労働環境を整備するという安全配慮義務に違反したとし、Y に対し国賠法 1 条 1 項に基づき損害賠償を求めた。

本判決は、A のうつ状態の診断後の 7 月 27 日の B の A に対する注意は、従来からの執拗な注意の経過及び A の精神状態を踏まえると業務上必要かつ相当な範囲を超え不法行為法上違法となるが、B が同診断を知らなかったこと等から故意過失が認められず不法行為は成立しないとしたが、校長らについては、6 月 29 日には A のうつ状態の診断を知ったのであるから、B の注意により A が教師として生きてゆく自信を喪失し悩んでいた従前からの相談内容に加え、一般的にうつ状態の患者には自殺念慮がみられること等を踏まえると、A の生命又は心身の健康が損なわれることを認識できたとし、B に注意を自制させ、A との接触の機会を減らす措置を講じる義務を怠ったとして安全配慮義務違反を認め、自殺の原因は A の不安を感じやすい性格が寄与していたとし、民法 722 条 2 項を類推適用し 6 割の素因減額を認め、X1 に対し 13,001,699 円、X2 に対し 12,341,699 円の支払を認めた。

(7) 東京地判令和 2 年 7 月 21 日 金法 2159 号 54 頁

令和元年(ワ)第 31883 号 損害賠償請求事件(請求認容)

本件は、(1)X1 が、株式会社 Y1 から架空の自動車購入名目で金融機関から融資を受けた金銭を組織的に詐取されたとして、Y1 及び Y1 の代表取締役である Y2 に対し、共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、融資金から一部返済金を差し引いた残額及び弁護士費用の合計である 844 万 8000 円の損害金並びにこれに対する遅延損害金の連帯支払を求めるとともに、Y2 については、代表取締役として違法行為が行われないように監督すべき義務を悪意重過失により怠ったとして、選択的に、会社法 429 条 1 項に基づき、上記損害金及び遅延損害金の支払を求め、(2)X2 も同様に、Y1 から架空の自動車購入名目で金融機関から融資を受けた金銭を組織的に詐取されたとして、Y1 及び Y2 に対し、共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、融資金から一部返済金を差し引いた残額及び弁護士費用の合計である 431 万 2000 円の損害金並びにこれに対する遅延損害金の連帯支払を求めるとともに、Y2 については、代表取締役として違法行為が行われないように監督すべき義務を悪意重過失により怠ったとして、選択的に、会社法 429 条 1 項に基づき、上記損害金及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

本判決は、X らは、Y1 からの架空の自動車購入名目で金融機関から融資等を受けて融資金等を Y1 の口座に入金し、当該金額については借入金名目で A 名義の分割返済を受け、完済後さらに 6 か月継続して分割金と同額の貸付利益を得られる可能性があることになっていたものの、支払がされたのは初回の 1 回のみであるという経緯や、Y1 名義の見積書および A 名義の借用書の書式について共通しているから、X らに融資金を振り込ませたことは組織的な融資金詐欺として不法行為に該当するところ、Y1 は融資を受ける際の資料として重要な注文書や見積書の名義人であるほか融資金の入金先でもあり、Y1 代表者の Y2 は担当者としても注文書や見積書の作成に主体的に関与していることに加え、Y らは Y1 名義の使用について容認していた旨自認していることからすると、Y らは上記の組織的な不法行為に関して重要な役割を果たした者として、X らに対して共同不法行為責任を負うと判断して、X らの請求を認容した。

【商事法】

(8) 東京地判令和 2 年 2 月 27 日 金法 2159 号 60 頁

平成 26 年(ワ)第 7784 号 損害賠償請求(株主代表訴訟)事件、平成 27 年(ワ)第 13924 号 共同訴訟参加事件(請求棄却)

本件は、銀行持株会社である株式会社 A の株主である原告 X および原告共同参加人 Z が、A 社の取締役であった Y らに対し、A 社の完全子会社である株式会社 B 銀行とクレジット会社である株式会社 C との提携ローンにおいて、融資先に、A 社の内部基準によれば反社会的勢力に該当する者が含まれていることを認識したにもかかわらず、(1)B 銀行において新たに反社会的勢力との取引が発生することを防止するための体制を構築する義務および(2)B 銀行に対し、反社会的勢力との取引を解消するために具体的な措置(保証債務履行請求を行い、代位返済をさせること)を講じるよう求める義務を負っていたのに、これらを怠ったという善管注意義務違反によって、A 社が業務停止や信用棄損等の損害合計約 24 億円を被ったなどと主張して、会社法 423 条 1 項、847 条 3 項に基づき、Y らに対し、連帯して、損害賠償および遅延損害金の支払を求めた事案である。

本判決は、まず、上記(1)について、Y ら取締役は、反社会的勢力に対してグループ組織全体で対応することができるよう、倫理規定や社内規則等の規程を制定するとともに、専門の部署を設置するなどして一元的に対応する組織体制を整備し、グループ全体として構築する義務、そしてこれが適正かつ円滑に運用されるように監視する義務を負っていたとしたが、子会社の業務において、グループとしての内部統制システムの円滑な運用に支障をきたすような事情が見受けられないにもかかわらず、子会社である銀行に対して具体的な業務を直接指導する義務はないとした。その上で、本件における A 社の反社会的勢力対策の管理状況について検討し、A 社は、子会社のコンプライアンス管理業務に関する基本方針を定め、B 銀行とグループ経営管理契約を締結し、コンプライアンス管理上必要な事項について定期的または随時報告を受けていたこと、反社会的勢力との関係の遮断を内容とする企業行動規範を策定していたことなどから、Y らが、グループとしての反社会的勢力防止のための内部統制システムの構築義務に違反するところはないとした。また、本件の提携ローンの性質、反社会的勢力等との取引件数やこれが取引全体に占める割合、本件での A 社および B 銀行におけるチェック体制の検討状況、C 社との確認強化に向けた交渉状況などに鑑み、A 社ないしグループにおける反社会的勢力防止のための内部統制システムに支障が生じていたとはいえないとした。

また、上記(2)については、本件において求められる体制構築義務、監視・是正義務に加え、本件の経緯に鑑み、Y らにおいて、子会社である B 銀行に対し、具体的な取引解消のための措置を求めることを A 社の取締役会で決議する義務を負担していたとまで認めることはできないとした。

以上から、本件判決は、X らの請求をいずれも棄却した。

【知的財産】

(9) 知財高判令和 3 年 2 月 25 日 裁判所 HP

令和2年(行ケ)第10084号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/231/090231_hanrei.pdf

原告は、指定商品を「被服」等として、「空調服」の文字を標準文字で表してなる商標(本願商標)の商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件審決日の時点において、本願商標「空調服」は、使用をされた結果、本願指定商品の需要者、取引者が、原告各社の業務に係る商品であることを認識することができるものであるから、商標法3条2項に該当するというべきである。

これに対し、被告は、原告らの主張する本願商標の使用に対し、需要者において「空調服」の文字を原告らの出所識別標識として認識することは困難であって、周知効果は限定的なものというべき旨等を主張し、例えば、①テレビ放送等での紹介については、放送時間帯が早朝であるもの、原告商品がメインで紹介されていないもの、時間が短いものなどがあり、視聴率も不明である、②公的機関からの表彰、認定等をもって、本願商標が、原告商品の出所識別標識として、本願指定商品の需要者、取引者の間に強く印象づけられるとは考えにくいなどと主張する。

しかし、上記①については、被告が主張する事情は、テレビ番組等における紹介を「空調服」の特別顕著性認定の根拠とすることを何ら妨げるものではなく、また、テレビ番組等の視聴率まで立証することが必要とされるとはいえないし、上記②については、公的機関からの表彰、認定等は、原告商品「空調服」が社会的に有用なものとして認められたことを示しており、「空調服」の特別顕著性を認定する根拠となることは明らかである。

また、被告は、ユーザー企業との具体的取引の事実について、原告らと原告商品の購入者が実際に取引したことを示す書類等の提出がないから、納入日や納入量等に基づく取引事実を確認することができないなどと主張する。

しかし、被告が指摘する書類等は、特別顕著性の認定に必須のものであるとまではいえず、本件において、そのような書類等の提出がないことから特別顕著性を否定することは、実態をみない判断であって相当でない。

以上によると、本願商標は、商標法3条2項の要件を具備するので、これを否定した本件審決には誤りがあり、原告ら主張の取消事由が認められる、として原告の請求は認容された。

(10) 知財高判令和3年3月30日 裁判所 HP

令和2年(行ケ)第10133号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/206/090206_hanrei.pdf

原告は、「Ujicha」の文字を標準文字で表して構成される商標(本願商標)について、第30類「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶」等を指定商品として、団体商標登録出願の出願をしたところ、拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本願商標は、「Ujicha」の文字を標準文字で表して構成されるものであり、我が国におけるローマ字の普及状況に鑑みれば、需要者において、「宇治茶」の語の表音を欧文字で表記したものと容易に認識できる。そして、本願商標は、その指定商品との関係において、「京都府宇治地方で製造又は販売する茶」であることを認識、理解させるにすぎず、単に商品の産地等を普通に用いられる方法で表示するものであって、商標法3条1項3号に該当するものというべきである。

これに対し原告は、漢字表記の「宇治茶」については、本願商標の指定商品と同じものを指定商品として、原告を権利者として、地域団体商標登録がされており(この登録商標を「本件地域団体商標」という。)、本件地域団体商標の存在により、商品に付された場合、原告の業務に係る商品であることを示す出所識別機能を有すると主張する。

しかし、商標法7条の2(地域団体商標)は、地域名と商品名からなる商標は自他識別力を有しないため、原則として同法3条1項3号又は6号に該当すると解されることから、一定の要件を備えた場合に、「第3条の規定(同条第1項1号又は第2号に係る場合を除く。))にかかわらず、」地域団体商標の商標登録を受けることができるとしているものであり、地域団体商標の登録を受けたからといって、当然に同法3条1項3号に該当しない(出所識別機能を有する)ことになるわけではない。

また、原告は、欧文字表記の「Ujicha」は商品の産地等を「普通に用いられる方法で表示するもの」でないと主張する。

しかし、国際化の進展による外国人需要者の増加や、我が国におけるローマ字の普及状況も考慮すれば、欧文字表記は、取引者において一般的に使用する範囲に属するものであって「普通に用いられる方法」に当たるといえるべきであるから、原告の主張は採用することができない。

以上によれば、本願商標が商標法3条1項3号に該当するとした本件審決の判断に誤りはない、として原告の請求

は棄却された。

(11) 知財高判令和3年3月30日 裁判所 HP

令和2年(行ケ)第10043号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/217/090217_hanrei.pdf

発明の名称を「架橋アクリル系樹脂粒子及びその製造方法、樹脂組成物並びに包装物品」とする発明に係る特許異議の申立てを一部認容した決定に対する取消訴訟であって、進歩性欠如の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事案。

相違点 c1 は、本件発明 1 では「120℃で 1.5 時間加熱後の残存モノマー及び水分を含む揮発分の揮発による加熱減量が 1.5%以下」であるのに対して、引用発明 c-1 では当該「加熱減量」につき特定されていない点である。

引用発明 c-1 は、粒子径分布が好適範囲に管理されていても、平均粒子径から大きく逸脱する粗大粒子が存在する場合には、表示品位の低下や、光学フィルムに欠点が生じるため、好適な粒子径を逸脱する粗大な粒子の含有量が低レベルに低減された微粒子、及び、このような微粒子の製造方法、並びにこの微粒子を含む樹脂組成物を提供するものであり、湿式分級と乾式分級とを組み合わせた方法により処理することで、粒径の好適範囲から逸脱する粗大粒子や微小粒子を一層効率よく低減するものである。

本件発明は、架橋アクリル酸系樹脂粒子の揮発分が塗膜表面にムラなどを生じさせる結果、塗膜表面の傷付き性能の低下が生じてしまうことを解決することを課題としているところ、甲 2-3 には、このような本件発明の課題は現れていない。

また、合成樹脂粒子の製造については、水分量を低減させ、残存モノマーを低減させることにより、その品質を向上させることが知られていたことは認められるが、本件発明のように、粒子中の揮発分が表面ムラの発生や、塗膜表面の傷付き性低下などを生じさせていたことという課題や、この課題を解決するために、加熱減量を減ずるという構成を採用することが、本件優先日当時、当業者に知られていたと認めることはできないし、まして、本件発明の「加熱減量の上限値 1.5%」が当業者に知られていたと認めることはできない。

そして、他に、上記の点について動機付けとなる証拠が存在するとは認められないから、甲 2-3 によって、相違点 c-1 を容易に想到することができたと認めることはできず、本件発明 1 は、当業者が容易に発明をすることができたものではない。

以上によると、本件発明 1 が、当業者が容易に発明をすることができたものであるとする本件決定の判断に誤りがある。

(12) 大阪地判令和3年3月25日 裁判所 HP

平成31年(ワ)第3237号 差止請求権不存在確認請求事件 特許権 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/222/090222_hanrei.pdf

原告が、原告の製造販売する原告製品は被告の有する特許権に係る特許発明の技術的範囲に属しないとして、被告に対し、被告が原告に対し本件特許権(発明の名称を「学習用具、学習用情報提示方法、及び学習用情報提示システム」とする)に基づく原告製品の生産等の差止請求権(特許法 100 条 1 項)を有しないことの確認を求めた事案。

原告製品を使用したコンピューターは、「一の組画の画像データを選択する画像選択手段」(構成要件 B2)及びこれを前提とする構成を備えない点を除き、本件発明の構成要件を充足する。

そして、本件発明の「一の組画の画像データを選択する画像選択手段」(構成要件 B2)を備えない原告製品を使用したコンピューターが、なお本件発明に係る特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、本件発明の技術的範囲に属するものといえるかについて、検討した結果、原告製品を使用したコンピューターは、均等の第 1 要件(非本質的部分)、第 2 要件(置換可能性)、第 3 要件(置換容易性)、第 4 要件(非容易推考性)第 5 要件(意識的除外のないこと)をいずれも充足し、本件発明に係る特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、本件発明の技術的範囲に属すると判示し、被告は原告に対し本件特許権に基づき、原告製品の生産等の差止請求権(同法 100 条 1 項)を有するから、これを有しないことの確認を求める原告の請求を棄却した。

【民事手続】

(13) 最一決令和3年3月18日 裁判所 HP

令和2年(許)第10号 検証物提示命令に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/146/090146_hanrei.pdf

(裁判要旨)

1 電気通信事業に従事する者及びその職を退いた者は、民訴法 197 条 1 項 2 号の類推適用により、職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて証言を拒むことができる。

(理由)

電気通信事業法 4 条 1 項は、電気通信事業に従事する者が、その職務上、電気通信の利用者の通信に関する秘密を取り扱うものであり、その秘密を保護するために電気通信事業の従事者等に守秘義務を課したものと解される。そうすると、電気通信事業従事者等が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合に証言を拒むことができるようにする必要があることは、法定専門職従事者等の場合と異なるものではない。

(裁判要旨)

2 電気通信事業者は、その管理する電気通信設備を用いて送信された通信の送信者の特定に資する氏名、住所等の情報で黙秘の義務が免除されていないものが記載され、又は記録された文書又は準文書について、検証の目的として提示する義務を負わない。

(理由)

電気通信事業法 4 条 1 項が通信の秘密を保護する趣旨は、通信が社会生活にとって必要不可欠な意思伝達手段であることから、通信の秘密を保護することによって、表現の自由の保障を実効的なものとするとともに、プライバシーを保護することにある。電気通信の利用者は、このような通信の秘密が保護されているという信頼の下に通信を行っており、この信頼は社会的に保護の必要性が高い。そして、送信者情報は、通信の秘密に含まれるものであるから、その開示によって電気通信の利用者の信頼を害するおそれが強い。そうである以上、電気通信の送信者は、送信者情報を秘匿することについて、客観的にみて保護に値するような利益を有するものと解される。このことは、送信者情報について電気通信事業従事者等が証人尋問を受ける場合と、送信者情報が記載され、又は記録された文書等について電気通信事業者に対する検証物提示命令の申立てがされる場合とで異なる。

(14) 最二判令和 3 年 4 月 16 日 裁判所 HP

令和 2 年(受)第 645 号 遺言有効確認請求事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/252/090252_hanrei.pdf

(裁判要旨)

相続人 Y が A の遺産について相続分を有することを前提とする前訴判決が他の相続人 X との間で確定するなどしていた場合において、X が自己に遺産全部を相続させる旨の A の遺言の有効確認を Y に対して求める訴えを提起することが信義則に反するとはいえないとされた事例

(理由)

前訴の判決においては、本件遺言の有効性について判断されることはなかったこと、本件訴えは、前件本訴とは訴訟によって実現される利益を異にするものであること、前訴では、X は、本件遺言が有効であると主張していたのであり、前件反訴に関しては本件遺言が無効であることを前提とする前件本訴に対応して提起したにすぎない旨述べていたものであること、等の事情に照らせば、Y において、自らが A の遺産について相続分を有することが前訴で決着したと信頼し、又は、X により今後本件遺言が有効であると主張されることはないであろうと信頼したとしても、これらの信頼は合理的なものであるとはいえない。

また、X は、前件反訴によって利益を得ていないのであるから、本件訴えにおいて本件遺言が有効であることの確認がされたとしても、X が前件反訴の結果と矛盾する利益を得ることになるとはいえない。

(15) 東京地判令和元年 8 月 8 日 判例タイムズ 1481 号 249 頁

平成 29 年(ワ)第 12230 号 請求異議事件(一部認容、控訴)

コンテナ船の船倉内の積荷から高熱・発煙が発生する事故により船及び積荷に損害が生じたため、荷主、傭船者等である Y らは、荷送人 X 及び積荷を製造した A に対し、それぞれ別個に損害賠償請求訴訟を提起したところ、併合されることなく、各訴訟において Y らの請求を一部認容する判決が確定した。認容された損害は弁護士費用を除きいずれも実体は同じであり、A が Y らに対し全額を弁済したところ、X は、Y らに対し、同弁済により X の Y らに対する債務も消滅したとして請求異議訴訟を提起した。A の弁済により損害のうち弁護士費用を除く部分が消滅したことは争いはなく、弁護士費用にかかる損害賠償債務も消滅したか否かが争われたところ、本判決は、両訴訟は訴訟物も異なり、請求原因、争点等について別に判断され、併合されずに審理され判決に至り確定したものであって、Y らは両訴訟においてそれぞれ弁護士と委任契約を締結し、当該弁護士が各訴訟をそれぞれの内容に応じて追行したといえるから、両訴訟で認定された弁護士費用は別個の損害であるとし、実体として異なる損害である以上、A の弁済によって X に対する訴訟の弁護士費用としての損害賠償債務を弁済したことにはならないので同債務は消滅しないと、同債務に

関する範囲で請求異議を棄却した。

【刑事法】

(16) 東京高判令和 2 年 7 月 28 日 判例時報 2471 号 129 頁

平成 31 年(う)791 号 業務上過失致死被告事件(破棄自判(確定))

特別養護老人ホームに入所していた被害者(85 歳)が、間食として提供されたドーナツを摂取して窒息し死亡したことから、本件ドーナツを配膳して提供した本件施設の准看護師(被告人)の業務上過失致死罪が問われた事案。

原判決は、被害者の食事中の動静を注視して食物による窒息事故を未然に防止すべき業務上の注意義務があるとする過失(主位的訴因)は否定し、被告人において、間食の形態を確認した上で、各利用者に応じた形態の間食を利用者に配膳して提供し、窒息等の事故を未然に防止すべき業務上の注意義務があるとする過失(予備的訴因)を認めたが、本判決は、原判決のような広範かつ抽象的な予見可能性ではなく、具体的な予見可能性を検討すべきであり、被告人の立場、当日の状況等も含めて検討し、本件ドーナツで被害者が窒息する危険性ないしこれによる死亡の結果の予見可能性は相当に低かったとし、注意義務があったということとはできないとして、被告人を無罪とした。

【公法】

(17) 東京地判平成 31 年 3 月 13 日 判例タイムズ 1481 号 145 頁

平成 29 年(ワ)第 28162 号 慰謝料請求事件(請求棄却, 控訴(後控訴棄却))

X は、7 月初め平日の午後 2 時頃、帽子を目深に被り長袖シャツを着用し、PC 等の入ったやや大きめのリュックサックを背負って道路を歩行中、①警察官から所持品を見せるよう求められたがこれを拒否し、10 分間程度のやり取りの後に歩き出そうとし、②警察官が前方に回り込むと近くの飲食店に入ろうとし、③制止されると店員に対し 110 番通報を頼んだ。その後も路上や付近の駐車場でやり取りが続き、④X の承諾のもとリュックサックの上から触って所持品を確認し職務質問は終了したが、その間、1 時間 20 分程度を要した。X は違法な職務質問等を理由に慰謝料等 165 万円の支払を求めた。本判決は、②は立てこもり等を予感させる不審な行動といえ、③は混乱や動揺をうかがわせるような不可解な言動に当たるから不審事由にあたるとしてこれら以降の職務質問は警職法上の職務質問の要件を満たすとし、①は警職法上の職務質問の要件を満たさないが X の服装や状況等からすると所持品の確認を求めることを必要とすべき事情があり任意の協力を求めるものなので方法も相当であるので、警察法 2 条 1 項に定める警察の責務を実現する手段として許容され同条同項に基づき適法であるとし、④も強制にわたらない任意の協力を求めるものなので警職法上の所持品検査として適法であるとし、いずれも国賠法上違法ではないとして請求を棄却した。

(18) 東京地判令和 1 年 12 月 19 日 判例時報 2470 号 32 頁

平成 30 年(行ウ)第 322 号 遺族厚生年金不支給処分取消等請求事件(認容(確定))

夫の暴力から逃れるため約 13 年間夫と別居し、住民票上の住所を移していた妻(原告 X)が、遺族厚生年金の裁定請求をしたところ、厚生労働大臣が厚生年金保険法(以下「厚年法」)59 条 1 項所定の「被保険者の配偶者であって、被保険者の死亡の当時、その者によって生計を維持したもの」(以下「生計維持要件」)に該当しないとの理由により不支給処分をしたため、同処分の取消及び遺族厚生年金の支給裁定をすることの義務付けを求めた事案。

厚年法施行令 3 条の 10 は、生計維持要件を満たす配偶者等について、被保険者の死亡当時「その者と生計を同じくしていた者」(以下「生計同一要件」)であって、「厚生労働大臣の定める金額以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のもの」その他これに準ずる者として厚生労働大臣の定める者とする旨規定しているところ、X につき生計同一要件を満たすかどうか争われた。

裁判所は、厚生労働省年金局長の通知(平成 23 年 3 月 23 日発 0323 第 1 号「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」)で明示されている生計同一要件の認定基準のどれにも該当しないが、同認定基準の総論ただし書きにおいて「これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合」には同認定基準の定めによらずに認定するものとされているとして、生計同一要件充足の有無を検討し、①X の夫との別居開始や別居が長期間に及んだことはやむを得ない事情によるものであること、②別居中の X の生計維持には自身の年金収入や子供らによる経済的援助だけでは足りず、夫の収入から得られた財産(同居時に貯蓄していた金銭及び別居時に持ち出した金銭等)を用いることが不可欠で、夫もこれを黙認していたこと、③長期間別居にもかかわらず X からも夫からも離婚の働きかけはなく、婚姻が解消されたと同様の状態にあったとは評価できないこと、④住民票上の住所の移転は健康保険適用のためであり(夫が健康保険に加入せず、住所を移して健康保険に加入しないと医療費の全額を支払わなければならない状態であった)、このような状態がなければ別居後も住民票上の世帯を同じくしていた可能性が否定できない等の事情から、上記総論ただし書きを適用して、X は

別居中も夫との婚姻関係を基礎として夫の収入によって生計を維持していたものといえ、生計同一要件を満たすと認定して、厚生労働大臣がした遺族厚生年金を支給しない旨の処分を取り消し、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の支給裁定をすべき旨を命じた。

【社会法】

(19) 東京地判令和元年5月30日 判例タイムズ1481号197頁

平成28年(ワ)第36999号 損害賠償請求事件(請求棄却, 控訴)

有期労働契約者である非常勤講師 X は、Y 大学に対し、無期労働契約者である専任教員との①本俸の額、②賞与、年度末手当、③家族手当及び住宅手当の支給に関する労働条件の相違が労働契約法20条(平成30年改正前)にいう不合理な差別に当たるとし、不法行為に基づき差額相当額の損害賠償を求めた。

本判決は、①について、専任教員と非常勤講師との間には職務の内容に数々の大きな違いがあり、国からの補助金の基準額にも大きな開きがある、Y の非常勤講師の賃金水準は他の大学と比較して特に低いものではなく、団体交渉により待遇の見直しを続けてきた結果である等として相違が不合理であると評価することはできないとした。また、②③につき、②は Y の財政状況及び勤務成績に応じて支給されるものであり、専任教員は授業のみならず財政状況に直結する学生募集や入学試験を含む大学運営に関する幅広い業務を行い、これらの業務に伴う責任を負うこと、③は従業員に対する福利厚生及び生活保障の趣旨で支給されるものであり、専任教員として相応しい人材を安定的に確保するために専任教員について福利厚生面で手厚い処遇をすることに合理性がないとはいえないし、専任教員は労働契約上職務専念義務を負い兼職を禁止されており Y から受け取る賃金に依存せざるを得ないこと等を指摘し、いずれも専任教員のみに対して支給することが不合理であると評価することはできないとし、請求を棄却した。

(20) 大阪地決令和2年7月20日 判例タイムズ1481号168頁・判例時報2471号105頁

令和2年(ヨ)第10002号 賃金仮払仮処分申立事件(一部認容, 異議)

タクシー乗務員 X は、生物学的性別は男性であるが性自認は女性であり、性同一性障害の診断を受けている。X が顔に化粧を施して乗務を行っていたところ、雇用主 Y が、乗客に不快感を与える等として就労を拒否したため、X は不当な就労拒否であるとして民法536条2項により賃金仮払いの仮処分を求めた。

本決定は、身だしなみを乗客に対し不快感等を与えるものとしてはならないとの就業規則の規定の目的は正当であるが、その制約は業務上の必要性に基づく合理的な内容の限度に止めなければならないと判示。

そして、男性に対してのみ化粧を禁止することは一般論として必要性合理性は否定されないが、性同一性障害を抱える者にとっては外見を性自認上の性別に近づけ女性として社会生活を送ることは自然かつ当然の欲求であり、女性乗務員と同等に化粧を施すことを認める必要性があり、それにより Y が経済的損失を被るとも限らないとし、化粧の程度が女性乗務員と同等程度であるか否かといった点を問題とすることなく、化粧を施した上での乗務を禁止したこと及びその違反を理由に就労を拒否したことについては必要性も合理性も認められず、使用者の責めに帰すべき労務提供の不能にあたり、月額18万円の仮払いを認めた。

【紹介済み判例】

東京高決令和元年11月25日 タイムズ1481号74頁

令和元年(ラ)第1872号、令和元年(ラ)第1970号 相続放棄申述却下審判に対する各抗告事件(原審判取消, 受理, 確定)

→法務速報234号4番にて紹介済み

東京地判令和2年3月24日 判例時報2470号47頁

令和元年(ワ)第28074号 金銭支払請求事件(棄却(控訴))

→法務速報237号12番にて紹介済み

最三判令和2年6月30日 判例時報2471号3頁

令和2年(行ヒ)第68号 不指定取消請求事件(破棄自判)

→法務速報231号21番にて紹介済み

最一判令和2年7月9日 判例時報2471号49頁

平成30年(受)第1856号 損害賠償請求事件(上告棄却)

→法務速報 231 号 2 番にて紹介済み

最二決令和 2 年 9 月 2 日 判例時報 2470 号 43 頁

令和 2 年(ク)第 275 号・令和 2 年(許)第 11 号 売却許可決定に対する執行抗告棄却決定に対する特別抗告及び許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報 239 号 12 番にて紹介済み

最一判令和 2 年 9 月 3 日 金法 2159 号 48 頁

平成 31 年(受)第 558 号 総会決議無効確認等請求事件(破棄差戻)

→法務速報 233 号 2 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/677/089677_hanrei.pdf

最三判令和 2 年 9 月 8 日 判例タイムズ 1481 号 25 頁

平成 31 年(受)第 61 号 請負代金請求事件(破棄自判)

→法務速報 233 号 16 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/688/089688_hanrei.pdf

最二判令和 2 年 9 月 18 日 判例タイムズ 1481 号 21 頁

平成 31 年(受)第 310 号 管理費等反訴請求事件(一部破棄差戻, 一部上告却下)

→法務速報 233 号 18 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/715/089715_hanrei.pdf

最二決令和 2 年 9 月 30 日 判例タイムズ 1481 号 30 頁

令和元年(あ)第 1751 号 傷害, 強盗, 窃盗被告事件(上告棄却)

→法務速報 234 号 17 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/741/089741_hanrei.pdf

最大判令和 2 年 11 月 25 日 判例タイムズ 1481 号 13 頁

平成 30 年(行ヒ)第 417 号 出席停止処分取消等請求事件(上告棄却)

→法務速報 236 号 20 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/851/089851_hanrei.pdf

2. 令和3年(2021年)4月20日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 204 5

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

・・・過疎地域について、持続的発展のために、基幹道路の整備、公共下水道の幹線管渠等の整備、高齢者の福祉の増進、医療の確保、減価償却の特例等必要な特別措置を定めた法律。

・衆法 204 8

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

・・・港湾又は漁港における汚泥等の堆積を排除するために行う事業及び漁場における特定の漁港漁場整備事業に係る経費に対する国の補助の割合の特例、これらの事業に係る経費に関する地方債の特例等について定めた法律。

・衆法 204 9

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

・・・地震防災緊急事業の国の負担、補助の特例等の措置の有効期限を令和8年3月31日まで延長することを定めた法律。

・閣法 204 4

財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律

・・・令和3年度から令和7年度までの間の財政運営に必要な財源の確保を図るため、これらの年度における公債発行の特例措置を定めた法律。

・閣法 204 7

所得税法等の一部を改正する法律

・・・所得税について、事業適応設備を取得した場合等の特別償却、特別税額控除制度、認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の創設、中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例の延長、土地の売買等に係る登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長すること等を定めた法律。

・閣法 204 8

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の有効期限を令和13年3月31日まで10年間延長することを定めた法律。

・閣法 204 9

地方税法等の一部を改正する法律

・・・令和3年度の評価替えに伴う土地の固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限の延長、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直し等を定めた法律。

・閣法 204 10

地方交付税法等の一部を改正する法律

・・・令和3年度分の地方交付税の総額の特例措置、行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正等を定めた法律。

・閣法 204 11

関税定率法等の一部を改正する法律

・・・個別品目の関税率の見直し,関税率表の品目分類の調整,災害等による納期限等の延長制度の拡大,電子帳簿等保存制度の見直し,関税等の納付手段の多様化,暫定関税率の適用期限の延長,特惠関税制度の適用期限の延長等を定めた法律。

・閣法 204 12

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律

・・・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務について,北海道旅客鉄道株式会社,四国旅客鉄道株式会社,日本貨物鉄道株式会社の会社に対する助成金の交付に係る業務の期限の延長,出資に係る業務の追加等を定めた法律。

・閣法 204 13

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律

・・・改良すべき踏切道の指定方法の見直し,地方踏切道改良計画の作成の義務付け,災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の指定制度の創設,広域災害応急対策の拠点となる防災拠点自動車駐車場の指定制度の創設等を定めた法律。

・閣法 204 15

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

・・・裁判所の事務の合理化・効率化に伴い,裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少することを定めた法律。

・閣法 204 16

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

・・・公立の義務教育における学級規模,教職員の配置の適正化のため,公立の小学校等の学級編制の標準を40人から35人に改めることを定めた法律。

・閣法 204 20

文化財保護法の一部を改正する法律

・・・無形文化財,無形の民俗文化財の登録制度の創設,地方公共団体による文部科学大臣に対する文化財の登録の提案等について定めた法律。

・閣法 204 32

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・在外公館として在ダナン日本国総領事館の新設,在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定,在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当における年少子女の範囲等について定めた法律。

・閣法 204 33

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・令和12年度までの間の森林の間伐等の実施促進,都道府県知事による特定植栽事業計画の認定,当該認定を受けた者に対する林業・木材産業改善資金の償還期間に関する特例措置等を定めた法律。

3. 4月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

東京弁護士会法友会／編集 ぎょうせい 275頁 3,630円★
実務が変わる！Q&A 民事裁判手続IT化

民事弁護実務研究会／編著 創耕舎 391頁 4,620円
民事弁護の起案技術 7の鉄則と77のオキテによる紛争類型別主張書面

番場弘文／編集 新日本法規 267頁 3,960円
農地の承継・相続相談対応マニュアル

長澤哲也 小田勇一／編著 学陽書房 250頁 3,080円
Q&A でわかる 業種別下請法の実務 17業界特有の重要論点を解説

後藤浩平／著 日本加除出版 319頁 3,850円
改正相続法における登記実務と遺言書保管手続Q&A 配偶者居住権・自筆証書遺言

平田 厚／著 第一法規 200頁 2,860円
子の利益に合う離婚協議 子どもの未来を考えた協議条項の作り方

4. 4月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価（税込）

書籍名

★は後記に解説あり

武井一浩 井上 卓 今給黎成夫 森田多恵子／編著 中央経済社 268頁 3,080円
株主総会デジタル化の実務★

トップコート国際法律事務所 伊澤文平／著 新日本法規 185頁 2,970円
Q&A ドローンの法律知識 規制・事故責任・トラブル対応等

長谷川珠子 石崎由紀子 永野仁美 飯田 高／著 弘文堂 375頁 3,300円
現場からみる 障害者の雇用と就労 法と実務をつなぐ

狩倉博之 杉原弘康 中野智仁／編著 学陽書房 221頁 2,750円
中小企業の残業代紛争 使用者側の実務

三上安雄 緒方彰人 増田陳彦 安倍嘉一 吉永大樹／著 民事法研究会 284頁 3,520円
多様な働き方の実務必携 Q&A 同一労働同一賃金など新時代の労務管理

TMI 総合法律事務所コーポレートプラクティスグループ／編著 商事法務 462頁 5,500円
実務逐条解説 令和元年会社法改正

5. 発刊書籍〈解説〉

「実務が変わる！Q&A 民事裁判手続 IT 化」

民事裁判手続の IT 化について用語解説からなされており、具体的にイメージできるよう分かりやすく解説されている。Teams 等についても述べられており、初心者・未経験者でも理解しやすいように配慮されている。今後さらなる民事裁判手続の IT 化が進められることから是非読んでおきたい書籍である。

「株主総会デジタル化の実務」

2021 年 2 月に閣議決定された産業競争力強化法改正案もフォローされている。バーチャル株主総会（ハイブリッド型・バーチャルオンリー型）の説明や、デジタル化に向けてインフラ整備をどのように進めていくべきか等も解説されており、株主総会実務の最新の動向を学ぶことができる。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。